

九里学園高等学校 いじめ防止対策基本方針

— すべての生徒が安心して学び、互いの尊厳を認め合う学校を目指して —

平成26年 5月 制定
令和 8年 9月 改定

1. 基本理念

九里学園高等学校は、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、いじめを「どの学校にも、どの生徒にも起こり得る問題」と捉え、未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を学校全体で組織的に推進する。いじめを受けた生徒の生命、心身及び尊厳を守ることを最優先とし、被害生徒が安心して学校生活を送れる状態に回復するまで、継続的に支援する。

また、いじめを行った生徒に対しても、その行為を容認することなく、行為の背景や人間関係を踏まえた指導・支援を行い、再び同様の行為を起こさないための成長を支える。

本方針は、国の基本方針、いじめ防止対策推進法、重大事態の調査に関するガイドライン等を踏まえ、本校の教育理念・校風・生徒の実情に即して定める。

2. いじめの定義

本方針における「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条に定めるものとする。すなわち、一定の人的関係にある他の生徒等から受けた心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

したがって、「悪ふざけ」「冗談」「仲間内のこと」「本人は嫌がっていないように見える」といった理由だけで、いじめに該当しないと判断しない。苦痛を感じた生徒を擁護し、ささいに見える兆候や訴えも組織で共有する。

3. 九里学園が大切にしている基本姿勢

- ・生徒の安全・安心と人権を最優先する。
- ・いじめを発見した教職員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職及び学校いじめ対策組織へ報告する。
- ・被害生徒の訴えを丁寧に聴き、事実確認より先に安心・安全の確保を行う。
- ・いじめの有無を個人の印象で決めず、複数の教職員による組織的な情報収集と判断を行う。
- ・加害・被害という固定的な見方だけにとらわれず、関係する生徒一人ひとりの背景を把握し、教育的な支援につなげる。
- ・保護者との連携を重視し、学校で把握した事実と対応方針を、必要な範囲で適切に説明する。
- ・重大事態が疑われる場合は、確定を待たず、法令及び国のガイドラインに沿って設置者と連携し、速やかに対応する。

【法的根拠】いじめ防止対策推進法第2条(定義)、第8条(責務)、第13条(基本方針)、第15条(連携)、第16条(相談体制)、第22条(組織)、第23条(措置)、第28条(重大事態)等。

4. 学校いじめ対策組織

本校に法第22条に基づく「学校いじめ対策組織」を常設する。構成員は、校長、副校長・教頭、生徒指導課長、教育相談室長、保健主事、学年主任、当該担任、養護教諭等を基本とし、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医療・福祉等の専門家その他校長が必要と認める者を加える。

【組織の役割】①年間計画の策定、②未然防止、③アンケート等による早期発見、④情報共有、⑤事案への対応、⑥重大事態への備え、⑦教職員研修、⑧基本方針の点検・見直し

5. 未然防止 — いじめを生まない学校づくり

本校では、いじめが起きてから対応するのではなく、日常の教育活動そのものをいじめ防止の基盤とする。生徒が互いの違いを認め、安心して意見を交わし合い、困ったときに相談できる学級・学年・学校文化を形成する。

① 教育活動を通じた取り組み

- ・校是である「礼」「讓」の理解と実践を励行し、人権教育、道徳教育、情報モラル教育等を計画的に実施する。
- ・授業、ホームルーム、特設時間、学校行事、部活動等において、相手の立場を考え、対話する力を育成する。
- ・「からかい」「仲間外し」「無視」「いじり」等を軽視しない規範を学校全体で共有する。
- ・生徒が主体となって安心・安全な学校づくりを考える活動を支援する。
- ・インターネット・SNS上の誹謗中傷、画像・動画の無断撮影・拡散、グループからの排除等について具体的に指導する。

② 生徒理解と学級経営

- ・担任・学年団・養護教諭・教育相談室担当等が、生徒の変化を日常的に把握する。
- ・欠席、遅刻、早退、成績、友人関係、部活動等の変化を単独の情報として扱わず、関連付けて検討する。
- ・生徒が安心して相談できる教職員との関係づくりを進める。
- ・配慮を要する生徒について、本人の意思を尊重しながら必要な支援を組織的に検討する。

③ 年間を通じた予防・点検

- ・年度当初に本方針を生徒・保護者・教職員へ周知する。
- ・定期的ないじめアンケート、教育相談、面談等を実施する。
- ・アンケート等で把握した情報は、担任だけで保管せず、学校いじめ対策組織で共有・確認する。
- ・教職員研修を実施し、いじめの定義、早期発見、初期対応、重大事態への対応、SNS 等に関する理解を更新する。
- ・学校いじめ対策組織は定例的に開催し、未然防止・早期発見・事案対応・再発防止の点検を行う。また、対応済み
の案件の現状確認も行う。

6. 早期発見

「いじめかどうか」を最初から確定させようとするのではなく、「気になる情報」「困っている生徒がいる」という段階から組織で共有する。生徒からの相談、保護者からの連絡、教職員の気づき、アンケート、SNS 上の情報等、入口を問わず受け止める。

- ・相談を受けた教職員は、速やかに管理職または担当組織へ報告し、保護者への連絡も行う。（原則として当日中）
- ・記録は「いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どうした」を基本に、事実と推測を区別して残す。
- ・相談した生徒に不利益が生じないよう、情報管理と安全確保を徹底する。

7. いじめを認知した場合の初期対応

教職員が、いじめの疑いを把握した場合は、問題を個人で抱え込まず、学校いじめ対策組織を中核として対応する。初期対応では、事実関係の解明を急ぐあまり被害生徒に負担を集中させないことを重視する。

【初期対応の基本フロー】

- ① 把握・通報 → 生徒、保護者、教職員等からの相談・情報を受ける。
- ② 安全確保 → 被害を受けた可能性のある生徒の安全・安心を確保する。
- ③ 即時報告 → 担任等から学年主任・管理職・学校いじめ対策組織へ報告する。
- ④ 組織的判断 → 情報を整理し、対応方針・役割分担・保護者への連絡方針を決める。
- ⑤ 事実確認 → 関係生徒等から個別に聴き取り、記録する。必要に応じ専門家の助言を得る。
- ⑥ 支援・指導 → 被害生徒への支援、行為を行った生徒への指導、周囲の生徒への指導を行う。
- ⑦ 継続確認 → 状況が改善した後も一定期間、被害生徒の安心・学校生活の状況を確認する。
- ⑧ 再発防止 → 学級・学年・学校全体の環境や指導体制を点検し、必要な改善を行う。

8. 被害生徒への支援

- ・本人の気持ちと意思を尊重し、安全確保を最優先とする。
- ・学校生活、登下校、休み時間、部活動、SNS 等について具体的な安全策を検討する。
- ・保護者と連携し、心理的負担や学習上の影響を継続的に把握する。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラー、医療・福祉等の専門機関と連携する。
- ・「解決した」と学校だけで判断せず、本人が安心して学校生活を送れているかを確認する。

9. いじめを行った生徒への指導・支援

- ・行為を正当化・容認せず、何が問題であったかを具体的に理解させる。
- ・行為に至った背景、人間関係、ストレス、集団構造等を把握し、再発防止につながる支援を行う。
- ・必要に応じ保護者と連携し、家庭と学校が共通理解のもとで指導する。
- ・教育上必要な措置を適切に講じるとともに、他の生徒の安全・安心を損なわないことを優先する。
- ・重大な人権侵害や犯罪行為が疑われる場合は、設置者・関係機関・警察等との連携を検討する。

10. 保護者・関係機関との連携

学校は、被害生徒及び保護者に対して、学校が把握した事実、今後の対応、支援の方針等を適切に説明する。加害側の保護者に対しても、確認された事実と学校の指導方針を説明し、再発防止に向けた協力を求める。

学校だけで対応することが適切でない場合は、設置者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉機関、警察等と連携する。

11. 重大事態への対応

次のような場合は、いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく「重大事態」に該当する可能性がある。重大事態は、事実が確定してからではなく、「重大な被害が生じた疑い」等の段階から対応を開始することが重要である。

- ・ いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。（1号重大事態）
- ・ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。（2号重大事態）
- ・ その他、生徒や保護者から重大な被害につながる申立てがあり、学校として重大事態として扱う必要があると判断した場合。

重大事態の判断は、特定の教職員だけで行わず、学校・設置者として組織的に行う。重大事態と判断した場合は、法令及び国のガイドラインに基づき、設置者への報告、調査組織の設置・調査、被害生徒及び保護者への情報提供等を適切に進め、県知事への報告等、関係法令に基づく対応を行う。

また、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、「チェックリスト」の活用も積極的に行っていく。

12. 九里学園「いじめ対応」の共通ルール

- ・ 「様子を見よう」で終わらせない。気付きは共有する。
- ・ 「本人同士の問題」として放置しない。学校として対応する。
- ・ 「冗談」「いじり」「嫌がってなかった」「SNS だから」を軽視しない。
- ・ 被害生徒に「なぜ言い返さなかったのか」等の責任を負わせない。
- ・ 調査・聴き取りは、関係生徒を分離し、誘導や圧力を避けて行う。
- ・ 記録を残し、情報共有の範囲と方法を管理する。
- ・ 対応後も継続的に確認し、再発防止までを学校の責任として取り組む。

13. 点検・評価・見直し

本方針は、毎年度、学校いじめ対策組織を中心に取り組み状況を点検し、生徒・保護者・教職員からの意見や学校内の実情を踏まえて見直す。見直した方針は、入学時及び年度当初に生徒・保護者・関係機関等へ周知するとともに、本校ホームページ等を通じて公表する。